

○鳥取市あおや郷土館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成16年10月29日

鳥取市教育委員会規則第10号

改正 平成20年3月31日教委規則第8号

平成23年3月31日教委規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、鳥取市あおや郷土館の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第142号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(休館日及び開館時間)

第2条 鳥取市あおや郷土館（以下「郷土館」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、条例第3条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が必要と認めたときは、あらかじめ鳥取市教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

(1) 休館日

ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その直後の休日でない日）

イ 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（ア及びイに掲げる日を除く。）

(2) 開館時間 午前9時から午後5時まで

(本条…一部改正〔平成20年教委規則8号・23年5号〕)

(施設、設備、資料等の損傷又は滅失の届出)

第3条 郷土館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失した者は、直ちに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(見出・本条…一部改正・旧6条…繰上〔平成20年教委規則8号〕)

(委任)

第4条 この規則で定めるもののほか、郷土館の管理に関し必要な事項は、指定管理者が別に定める。

(本条…一部改正・旧7条…繰上〔平成20年教委規則8号〕)

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日教委規則第8号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日教委規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。